

駿河屋マイカード利用規約

第 1 条(目的)

本規約は、株式会社駿河屋魚一(以下「当社」といいます)が発行する、以下に定義した駿河屋マイカード(カード名称、以下、「本カード」といいます)電子マネー、ポイントサービスのご利用について規定するものであり、会員が本カードを使用して本カード電子マネー、ポイントサービスを利用するにあたり本利用規約が適用されます。

第 2 条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1)本カードとは、当社発行の前払式証票である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金(以下「チャージ」といいます)することができ、また入金された金額をもって本条 4 号に定めるカード取扱店において物品・サービス等の商品(以下「商品等」といいます)を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- (2)会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約に同意のうえ本条 7 号に定める本カード電子マネーサービスの入会を申し込まれた個人の方で、当社が入会を認め、会員資格を有する方をいいます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承認するものとします。また、会員の地位、本カード残高および保有ポイントを相続することはできません。
- (3)本カード電子マネーとは、当社が当社所定的方式で会員に発行し、当社が管理するサーバーに記録される金銭的価値をいいます。
- (4)本カード電子マネー取扱店とは、本カード電子マネーを取り扱う当社が指定する店舗または施設(以下「カード取扱店」といいます)をいいます。
- (5)本カードポイントサービス加盟店とは、ポイントサービスを提供する当社が指定する店舗または施設(以下「カード加盟店」といいます)をいいます。
- (6)本カード電子マネー取扱店は駿河屋店舗のみとし、その他のカード加盟店等では電子マネーの利用はできません。
- (7)本カード電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、商品等の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により本カードにチャージされた本カード電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (8)チャージとは、会員が、当社所定の方法により、本カードに本カード電子マネーを加算することをいいます。
- (9)本カード残高とは、本カードにチャージされ、会員が利用することのできる本カード電子マネーの量をいいます。
- (10)利用端末とは、カード取扱店に設置された、本カード電子マネーの読取りおよび引き去り、取引データの記録その他の本カード電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- (11)チャージ端末とは、チャージを行うための機器をいいます。

第 3 条(カードの発行)

- 1. 当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、会員は本規約に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができます。
- 2. 会員は、本カードを受け取ったときに当該本カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。原則、本カードは、会員本人以外は使用できません。当社が会員に対し本人確認を必要とした場合、本人であることを確認させていただきます。

- 3. 会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、原則、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
- 4. 会員は、外国籍の方を含め中学生以上ならどなたでもご入会できます(但し、未成年者は保護者の確認を必要とします)。
- 5. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。この届出が行われなかった場合、会員に不利益が生じても当社は一切の責任を負いません。

第 4 条(不正使用等の禁止)

会員は、本カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第 5 条(チャージ)

- 1. 会員は、チャージ端末で当社所定の金額単位でチャージすることができます。
- 2. 会員は、1 枚の本カードに対して、本カード残高 100,000 円を上限としてチャージができます。ただし、1 回あたりのチャージ上限は49,000 円です。

第 6 条(ご利用期限に関する制限)

- 1. 本カードの電子マネーサービスを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として 3 年間ご利用がない場合、当該本カード残高は無効となり、当該本カード残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。(本条において、ご利用とは、入金、および本カードによる商品購入による利用をさします)
- 2. お客様は、前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻し等の請求権、一切にすることができないものとします。
- 3. お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、本カードはご利用期限に関する制限が設けられていることに十分注意しなければいけないものとします。

第 7 条(本カード取扱店駿河屋店舗での電子マネーサービスの利用)

- 1. 会員は、カード取扱店で本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- 2. 会員がカード取扱店で本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員の本カードから利用額に相当する本カード電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該本カード電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
- 3. 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識された本カード残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- 4. 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1 取引に利用できる本カードの枚数は、1 枚です。
- 5. 会員は、本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される本カード残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該本カード残高について誤りがないことを了承したものとします。

第 8 条(本カード残高の確認)

本カード電子マネーの残高は、本カード電子マネーサービス利用時のレシート、またはカード裏面の QR コードにて確認するものとします。

第 9 条(本カードの合算)

会員は、本カード電子マネー残高を他の本カードに移転することはできません。

第 10 条(本カード発行手数料)

- 1. 会員は、本カードの発行に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとします。
- 2. 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第 11 条(本カード電子マネーサービスの利用ができない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、本カード電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびに本カード残高の確認をすることができません。

- (1)本カード電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2)本カード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3)その他やむを得ない事由のある場合。

第 12 条(退会および会員資格の喪失)

- 1. 会員は、本カード残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員が本カードの会員資格を喪失した場合、本カード電子マネーおよびポイントサービスの利用ができなくなります。
- 2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による本カード電子マネーおよびポイントサービスの利用を直ちに中止させ、本カード残高と保有ポイントをゼロとすることができます。
- (1)本カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
- (2)本カードを不正に使用・利用した場合。
- (3)申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。)
- (4)その他、会員が本規約に違反した場合。
- (5)上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
- 3. 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切の本カード電子マネーおよびポイントサービスを利用できなくなります。この場合、本カード残高および保有ポイントはゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第 13 条(換金等不可)

第 21 条第 2 項の場合を除き、本カード電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第 14 条(本カードの破損・汚損時の再発行等)

- 1. 当社は、本カードの破損・汚損等の理由により会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。この場合、会員に、第 10 条に定める発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。

2. 前項により本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された本カード残高および保有ポイントが再発行された本カードに引き継がれるものとします。

第 15 条(本カード喪失時の再発行等)

1. 当社は、会員から紛失・盗難等により本カードを喪失した旨の届け出があった場合、当該本カードについて、使用停止の措置(以下「使用停止措置」といいます)をとるものとします。
2. 当社は、第三者から本カードを拾得した旨の届け出があった場合、当該本カードについて、使用停止措置をとる場合があります。
3. 前二項の場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
4. 当社は、紛失・盗難等により本カードを喪失した場合、会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、会員は第 10 条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
5. 前項により本カードが再発行された場合、当社による本カードの使用停止措置が完了した時点の本カード残高および保有ポイントが再発行された本カードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。
6. 会員が本カードの紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、本カード残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
7. 本カードの再発行後、会員が喪失した本カードを発見した場合、会員は、発見した本カードを破棄するものとします。

第 16 条(カード取扱店との紛議)

1. 会員が、本カード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・契約不適合・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、会員は、当社(カード取扱店)に対し、本カード電子マネーサービスの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第 17 条(個人情報の収集・利用)

当社は、会員(本条においては、本カード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)の氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項および本カード電子マネーサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます)を、会員管理ならびに分析、広告宣伝(イベント、キャンペーン、お買い得情報の案内)、各種お問い合わせ対応、その他当社が必要と判断した場合の連絡のみを目的として、当社が保護措置を講じたうえで収集・利用いたします。ご提供いただいた個人情報を外部委託する場合は、当社の規程に則り適切な委託先を選定し、個人情報の取扱いに関する契約を締結するなど適切な措置を講じます。法令に基づく場合を除き、第三者へ提供することはありません。なお、個人情報のご提供は任意ですが、必要な個人情報をご提供いただけない場合、適切なサービス提供を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第 18 条(反社会的勢力の排除)

会員(本条においては本カード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます。)に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこ

とを確約するものとします。

第 19 条(利用者資金の保全に関する事項)

資金決済法に基づき、年 2 回基準月に未使用残高の半額を現金で法務局に供託するものとします。

第 20 条(規約の変更)

1. 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、本カード電子マネーサービスを利用した商品等の購入、本カード残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 21 条(本カード電子マネーサービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、本カード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - (1)社会情勢の変化。
 - (2)法令の改廃。
 - (3)その他当社のやむを得ない都合による場合。
2. 前項の場合、会員は当社の定める方法により、本カード残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 22 条(制限責任)

第 11 条に定める理由およびその他の理由により、会員が本カード電子マネーサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

第 23 条(通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 24 条(業務委託)

当社は、本規約に基づく本カード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 25 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第 26 条(準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

駿河屋マイカードポイントサービス特約

1. 駿河屋マイカードポイントサービス(以下「本ポイントサービス」といいます)は、株式会社駿河屋魚一(以下「当社」といいます)が実施運営し、「駿河屋マイカード」会員(以下「会員」といいます)に各種サービスを提供するポイントプログラムです。
2. 当社は、レジでのご精算時に、有効な駿河屋マイカード(以下「本カード」といいます)を提示した会員に対して、個人単位でポイントを加算し、ポイント数に応じて特典の提供を行います。一個人が複数のカードを持っている場合、当社は一枚に統合する権利を有します。統合する場合、原則、ポイント合算は行いません。また、原則、会員間で共有、合算および譲渡することはできません。
3. 本カードは、当社の各店舗およびポイントサービス加盟店でご利用いただけます。レジでのご精算の際、本カードをご提示ください。お買上金額に応じてポイントを加算させていただきます。切手印紙類、商品券・金券、タバコ、宝くじ、送料、店頭販売等、その他別途定める一部商品はポイント対象外となります。なお、ご精算の際に本カードのご提示のない場合には、ポイント加算できません。
4. 本ポイントサービスは、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、全面的に終了することができるものとします。
5. 規約の内容に関しては、予告なく変更場合があります。「駿河屋マイカード利用規約」をはじめとする案内書に記載の規定および告知内容(以下「確認事項」といいます)については、最新の印刷物に記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改訂されたものと見なします。
6. レジの故障、停電など設備の障害で一時的に本ポイントサービスがご利用いただけない場合がございます。予めご了承ください。
7. ポイントに関するお問い合わせは当社の各店舗にご連絡ください。

【ご相談窓口】

本カードに関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

カード発行元 : 株式会社駿河屋魚一
住所 : 高山市赤保木町 1172 番地 1
お問い合わせ : 0577-34-5111
責任者 : 個人情報保護管理者